

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>上尾市大字上字町谷九四番二地先から 同市緑丘二丁目五二〇番二地先まで</p>		区 間
一三・九八〇二五・三一	八・六四〇一七・六六	敷地の幅員 (メートル)
一五二〇・九〇		延 長 (メートル)
<p>平成十九年十一月十三日付け埼玉県北本県土 整備事務所長告示第二十六号及び平成二十二 年三月十二日付け埼玉県北本県土整備事務所 長告示第五号で告示した道路予定区域の一部 変更である。</p>		備 考